

18年から任意登録へ

預金口座にマイナンバー

義務化は先送り 政府方針

政府は19日、国民一人ひとりに割り当てる税と社会保障の共通番号(マイナンバー)を2018年から銀行の預金口座にも適用する方針を固めた。既存の口座、新規口座を含めて、本人情報の一部として銀行に登録するよう呼びかける。登録は当面任意として、義務化は先送りする。脱税など不正の防止に役立つが、預金者の利便性を高められるかが普及に向けた課題となりそうだ。

2015年 1月	16年 10月	16年 1月	18年~	21年以降
マイナンバー法の改正案を国会に提出(春に成立の可能性)	マイナンバーの通知	マイナンバーの利用開始	(社会保障)年金に関する相談・照会 (税)申告書などへの記載 (災害対策)被災者台帳への活用	預金口座への適用、義務化?

30日にまとめる15年度税制改正大綱に盛り込む。15年1月に召集予定の通常国会にマイナンバー法の改正案など関連法案を提出し、来春の成立を目指す。
国民全員に割り振るマイナンバーは16年から運用が始まることが決まっている。開始から2年後の18年に預金口座への適用を始める。新規口座の場合、口座開設の申請用紙にマイナンバーを記入する欄を設ける。既存口

座は来店時に登録を促すほか郵送などで呼びかける。インターネットバンキング利用時に注意喚起することも検討。詳細は今後、金融機関向け指針を作って詰める方向だ。
登録の進捗状況を確認しながら、21年以降に義務化の是非を検討する。

国税庁などの行政機関が、金融機関に対してマイナンバーを登録した口座の情報提供を求められるようにして、脱税や生活保護の不正受給の防止

などに役立つ。

今後は義務化せずにごとまで登録を進められるかが課題だ。日本の銀行には個人預金口座が約8億ある。郵便貯金なども含めると10億口座を超える。マイナンバー制度には国による個人情報監視が強まるなどの批判もあり、登録に対する懸念は残っている。

預金者の利便性向上策を打ち出せるかが普及のカギを握る。例えばマイ

ナンバーは金融界などが要望している金融所得課税の一体化に役立つ。

投資で得た利益から損失を差し引いて課税する

「損益通算」の範囲には預貯金が入っていない。マイナンバーを使えば対象を広げやすくなり税負担の軽減にもつながる。

▼マイナンバー制度
日本国内に暮らす全員の個人情報をもつ番号で管理する制度。年金などの社会保険料や税務などの情報を管理する。行政サービスの効率化や社会保険料の未納を防ぐ狙いだ。2016年1月から利用が始まる。